

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和5年1月30日	令和5年2月13日	(1) 平成31年1月29日付「選挙に関する世論調査の監修にかかる謝礼について」と題する文書で示されている監修者のアドバイスや指示などの具体内容が示された文書（特に、調査対象者数を3000人とした根拠にかかるもの及び、選挙に関する世論調査報告書の3ページに記載されている「(2)信頼区間の推定」の記載内容にかかるもの。） (2) 平成31年1月8日付「選挙に関する世論調査の実施基本計画について」と題する決裁文書の「2 調査対象・標本について」には「調査の対象は、市内の有権者3000人とする。」と記載されている部分について、3000人の調査対象者が必要であった根拠が示されている文書を公開してください。 (3) 「選挙に関する世論調査」（令和元年7月）報告書の93ページに記載している内容について、市民の声の回答における「本調査が統計調査ではなくアンケートの形態に近い意識調査である」との説明がどのような整合性を持つものであるのかが示された文書を公開してください。	不存在			号	行政委員会事務局	選挙課
令和5年1月30日	令和5年2月13日	・平成30年度 選挙に関する世論調査監修業務 執務記録 ・平成31年度 選挙に関する世論調査監修業務 執務記録	公開			号	行政委員会事務局	選挙課
令和5年1月30日	令和5年2月13日	(1) 令和5年1月13日付不存在によ非公開決定通知(大選第61号。以下、「決定通知書」という。)に記載内容のうち、「この調査で「大阪市民の投票行動」「大阪市民の意識」の把握ができるとする根拠が示された文書」は業務報告書が該当するものと考えられるので、を改めて特定してください。 (2) 決定通知書の記載内容のうち、「過去の調査結果との比較可能性があるとする根拠が示された文書」が存在しているものと考えられるので、改めて特定してください。 (3) 決定通知書の記載内容のうち、その他(3)～(5)についても、上記二点と同様、監修者の監修内容が記載された文書に根拠などが記載されているものと考えられますので、改めて特定してください。 (4) 決定通知書の記載内容のうち、その他(6)については、本請求時点で決裁済みなのであれば公開してください。	不存在			号	行政委員会事務局	選挙課
令和5年1月30日	令和5年2月13日	令和3年10月29日付けで大阪市議会議員から提出のあった証票交付申請書（候補者等用）、受領書（候補者等用）、証票交付申請書（後援団体用）及び受領書（後援団体用）	部分公開	1		号	行政委員会事務局	選挙課